



## 【確定給付企業年金】

### 確定給付企業年金に係る監査について

確定給付企業年金に係る監査について、地方厚生局長宛に、平成22年11月1日付厚生労働省年金局長通知『[確定給付企業年金法に基づく監査の実施について](#)』が発出されました。

当該通知は、DB法に基づく監査に関する実施要綱を定めた旨、地方厚生局長に周知させるものです。以下では、この監査実施要綱の概要等についてご案内申し上げます。

なお、厚生労働省には、この監査実施要綱に基づく監査が今年度から実施されることを確認しておりますので申し添えます。

#### 1. 監査の種類と実施対象・実施方式・実施手順・結果通知

	一般監査		特別監査
	書面監査	実地監査	
実施対象	企業年金実施から概ね3年を経過している事業主・基金。(管内の事業主数・基金数を勘案して厚生局毎に選定。)	書面監査の記載内容を踏まえ、さらに事実関係等を確認する必要があると認められる事業主・基金。	①加入者等から法令違反の疑いがある等の通報があった事業主・基金のうち、特別監査が必要と認められる事業主・基金。 ②一般監査の実地監査で、是正又は改善の命令を行った事業主・基金のうち、特別監査が必要と認められる事業主・基金。
実施方式	実施対象に、様式を送付し、記入・提出を求める。	実施対象の事業所・事務所に赴き、関係帳簿等の閲覧、関係者からの聴取を行う。	実施対象の事業所・事務所に赴き、関係帳簿等の閲覧、関係者からの聴取を行う
実施手順	実施対象に対し、様式とともに監査通知が送付される。通知到達から概ね1ヵ月間で様式を記入・提出する。	実施対象に対し、監査実施日の概ね1ヵ月前に実地監査通知が送付される。	実施対象に対し、監査実施日の概ね1ヵ月前に特別監査通知が送付される。書類改ざん等の恐れがある場合、通知は直前に行われることもある。
結果通知	様式提出後、概ね2ヵ月以内に文書により通知。	実地監査終了後、概ね1ヵ月以内に文書により通知。	特別監査終了後、概ね1ヵ月以内に文書により通知。

## 2. 書面監査の様式の記載事項について

書面監査の様式の記載事項には、加入者に関する事項(加入者数 他)や給付に関する事項(支給件数、支給総額 他)など、事業報告書の記載事項と重複するものが含まれております。

また、この他、加入者原簿の備付状況や業務概況の周知状況、あるいは未請求者への対応など、基本的な運営に関する事項が含まれておりますので、この機会に改めて対応状況を確認しておくのが適当と思われまます。

以上

